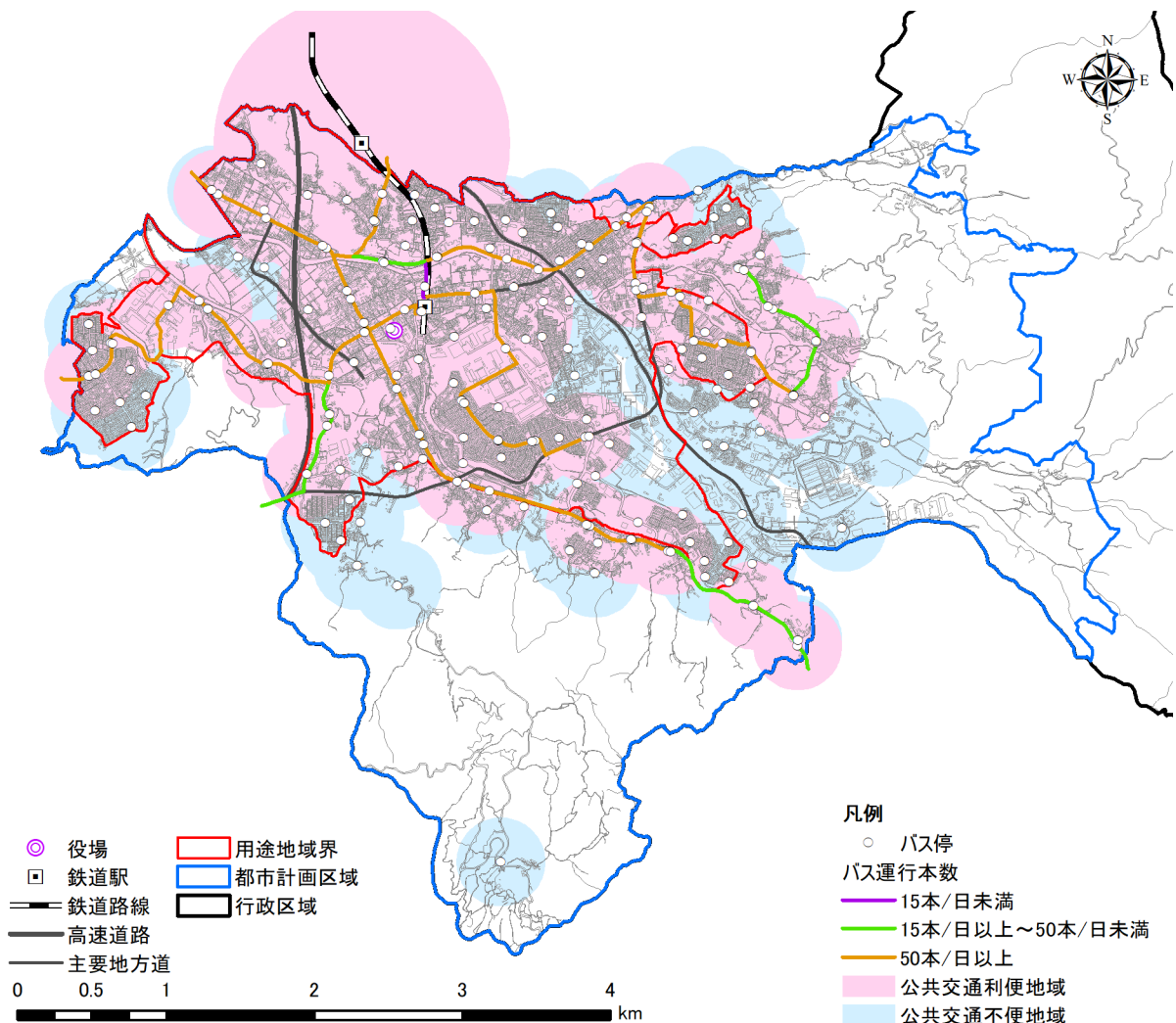


2. 都市構造分析

2.1 公共交通の利便性

- 用途地域内の大半が「公共交通利便地域」に該当
- 用途白地地域の居住地の半数近くが「公共交通不便地域」で、一部に「公共交通空白地域」が存在

用途地域内のほとんどが駅から 1km 圏内かつ運行本数 15 本/日以上 のバス停 300m 圏内である「公共交通利便地域」に該当しており、人口カバー率は 87.4% となっています。オンデマンドバスを含む運行本数 15 本/日未満のバス停圏内である「公共交通不便地域」もあわせると用途地域の全域が公共交通の徒歩圏内となっています。一方で、用途白地地域では「公共交通不便地域」に居住する人口が 42.2% で、8.6% の人口は徒歩圏内に公共交通が無い「公共交通空白地域」となっています。



＜公共交通の利便性＞

資料：JR 九州 HP、西鉄バス HP、庁内資料

＜公共交通の利便性の評価＞

		バス		
		バス停から300m圏内		バス停から 300m圏外
		運行本数15便/日 （往復）以上	運行本数15便/日 （往復）未満	
鉄 道	駅から 1km圏内	公共交通利便地域		
	駅から 1km圏外		公共交通 不便地域	公共交通 空白地域

	R2						R27					
	公共交通利便地域 人口		公共交通不便地域 人口		公共交通空白地域 人口		公共交通利便地域 人口		公共交通不便地域 人口		公共交通空白地域 人口	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
用途地域	25,522	87.4	3,674	12.6	0	0.0	20,155	87.3	2,930	12.7	0	0.0
用途白地地域	4,105	49.3	3,514	42.2	714	8.6	3,967	62.5	1,970	31.1	406	6.4
都市計画区域外	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	29,626	78.9	7,188	19.2	714	1.9	24,122	82.0	4,900	16.7	406	1.4

※年齢不詳人口は含まない

※100mメッシュ別人口データ（国総研 将来人口・世帯予測ツール（2015（平成 27）年国調対応版）を用いてメッシュの重心により区域別に集計

資料：JR 九州 HP、西鉄バス HP

※備考

公共交通の利便性の評価の基準は、都市構造評価に関するハンドブック（国土交通省）で示されている評価指標（2018（平成 30）年 7 月更新版）の定義を参考に設定

- ・「基幹的公共交通路線」：日 30 本以上の運行頻度（概ねピーク時片道 3 本以上に相当）の鉄道駅及びバス停
- ・「公共交通沿線地域」：全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏（鉄道駅については 800m、バス停については 300m）

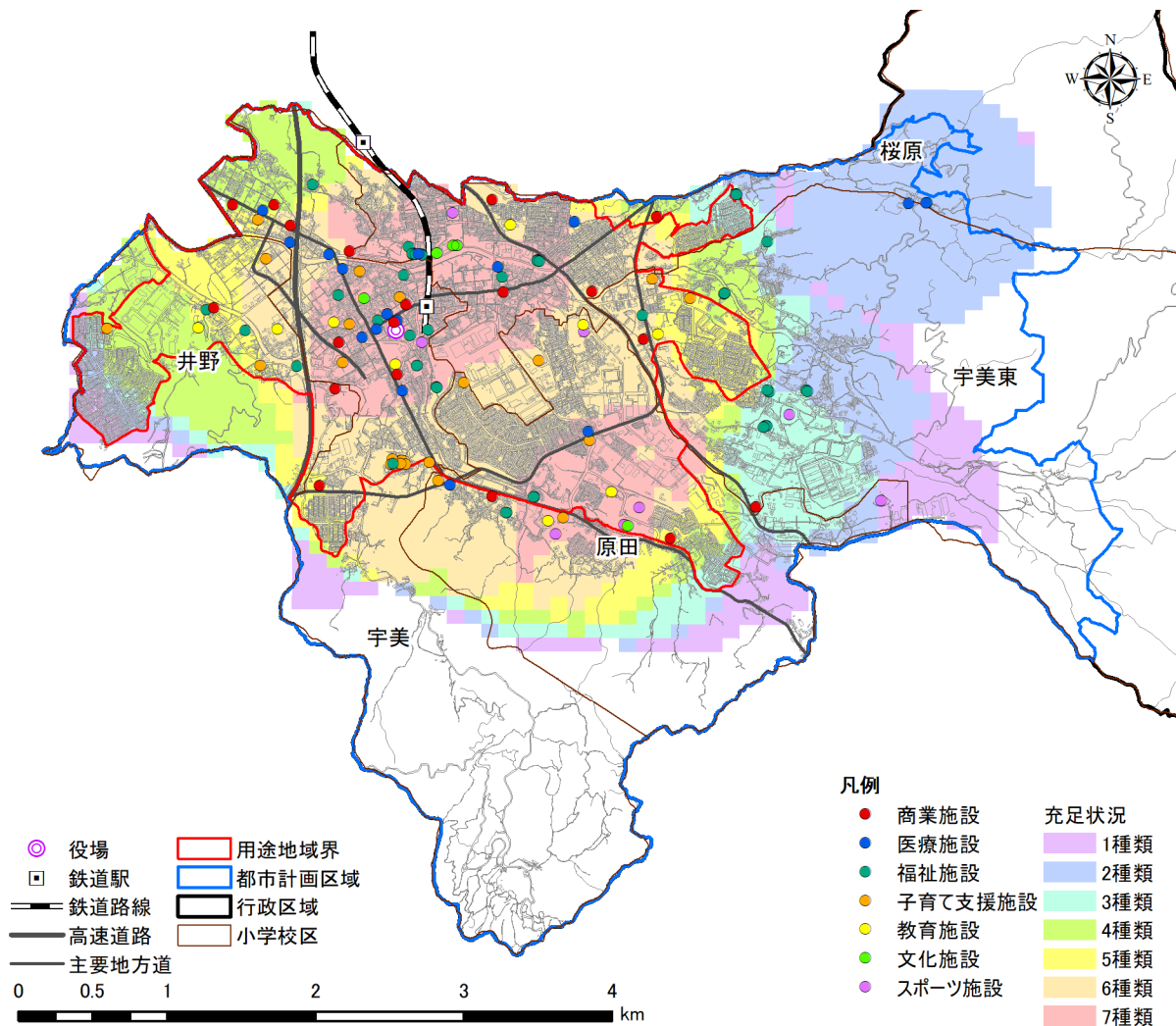
2.2 生活利便性の集積度(拠点性)

中心部や、用途地域南東部で拠点性が最も高い

用途地域の一部では人口が集積しているが拠点性は低い

町役場や JR 宇美駅を含む中心部や、用途地域南東部では 7 種の都市機能施設が集積する拠点性の高いエリアが広範囲に分布しています。用途地域の大半が 5 種類以上の施設の徒歩圏内となっていますが、用途地域の東側は、人口が集積しているものの施設の拠点性は低くなっています。また、主要地方道福岡太宰府線（68 号）南側の用途地域外の一部などでは中心部と同水準で利便性が高くなっています。

各都市機能施設の人口カバー率をみると、商業施設や福祉施設、子育て支援施設は町の人口の大半をカバーしています。



<生活利便施設の集積密度(充足状況)>

<都市機能施設の徒歩圏（800m）カバー人口、人口カバー率（総人口）>

施設名	施設の定義	資料	R2		R27	
			徒歩圏 カバー人口 (人)	徒歩圏 カバー率 (%)	徒歩圏 カバー人口 (人)	徒歩圏 カバー率 (%)
商業施設	スーパーマーケット・ディスカウントストア・コンビニ	MapFan、各コンビニHP	34,460	91.8	27,377	93.0
医療施設	病院・診療所（内科・外科・小児科）	九州厚生局HP	24,794	66.1	20,626	70.1
福祉施設	福祉センター・通所系・訪問系・入所系	厚生労働省『介護事業所・生活関連情報検索』、 福岡県オープンデータ、みんなの介護	34,440	91.8	26,511	90.1
子育て支援施設	子育て支援センター・認定こども園・幼稚園・保育所	宇美町HP	31,754	84.6	25,024	85.0
教育施設	小学校・中学校・高等学校	宇美町HP、MapFan	29,649	79.0	22,831	77.6
文化施設	地域センター・図書館・資料館・公民館他	宇美町HP、宇美町オープンデータ	14,439	38.5	13,669	46.4
スポーツ施設	体育館・運動場他	宇美町HP、宇美町オープンデータ	28,478	75.9	20,955	71.2

※備考

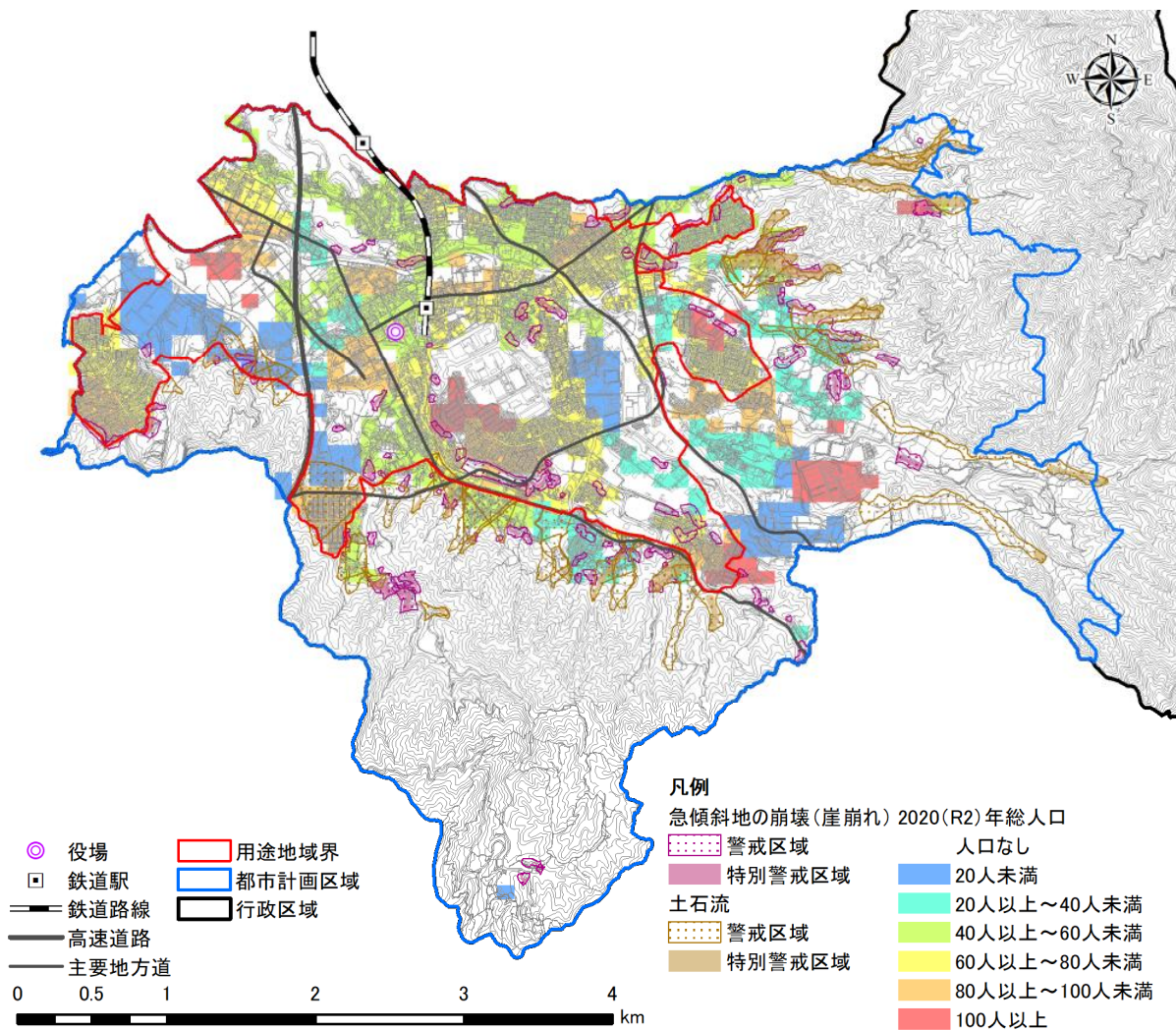
都市機能施設の徒歩圏は、都市構造評価に関するハンドブック（国土交通省）で示されている評価指標（2018（平成30）年7月更新版）と同様に、一般的な徒歩圏である半径800mを採用

2.3 災害リスク

一部の人口集積地で土砂災害や洪水リスクが高い

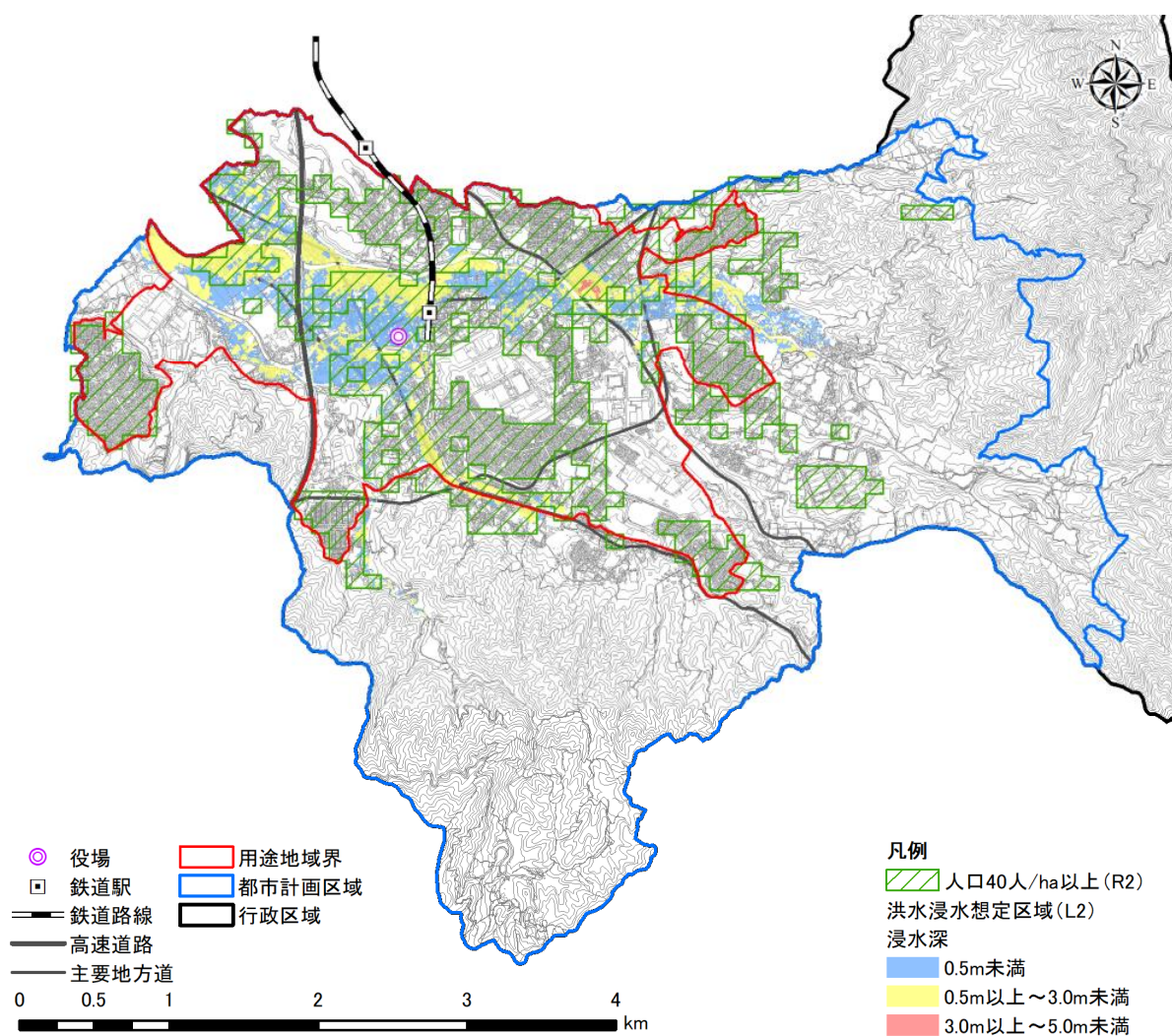
用途地域内の早見工業団地南側の住宅地など、一部の人口集積地で規模は小さいものの土砂災害特別警戒区域の指定がみられます。町の東部や南部の用途地域外の集落地で土砂災害特別警戒区域が広く指定されています。

また、JR 宇美駅より西側や北側の人口集積地など広い範囲で洪水浸水想定区域（L2 想定最大規模）が指定されており水害リスクが高くなっています。



<土砂災害リスク>

資料：国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール（2015（平成 27）年国調対応版）、
福岡県オープンデータ（土砂災害（特別）警戒区域）



＜水害リスク＞

資料：国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール（2015（平成 27）年国調対応版）、福岡県オープンデータ（洪水浸水想定区域）

3. 上位計画・関連計画

本町のこれまでのまちづくりの考え方を把握するため、都市計画マスタープランに関連する方策等を主軸に上位関連計画の整理を行います。

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）	
■計画期間等	策定：2021（令和3）年4月30日告示
■基本理念	1. 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる都市づくり 2. 安全で快適な生活を支える都市づくり 3. 自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり 4. 活気にあふれた個性が輝く都市づくり 5. 多様な主体が参画するまちづくり
■都市づくりの目標	福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際中枢都市圏を目指す 福岡都市圏
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
① 市街地の土地利用方針 ＜商業業務地＞ 鉄道駅周辺等については、地域生活の中心としての商業地を適切に配置し、主な幹線道路沿線については、交通の利便性を活かした商業機能やサービス機能等の誘導を図る。その他の市街地進行地域や新市街地の適切な位置に、市街地における商業の規模を考慮した上で近隣商業地を配置し、日常購買に対処する。 ＜工業地＞ 既存の工業地を中心に、公害の防止等に留意しつつ工業地を配置する。新たな工場の受け入れは、これら工業地への集積を誘導する。 また、地域に密着し職住共存する工業に対処するため、市街地における工業の規模を考慮した上で、周辺市街地との調和に留意し、適切な位置に工業地の配置を図る。 ＜流通業務地＞ 幹線道路や鉄道等による交通の要衝地や、港湾との連携が可能な臨海地において、流通業務地の配置を図る。 ＜住宅地＞ 既に都市機能や人口が集積している拠点やその周辺の公共交通利便性の高い既成市街地においては、比較的高密度の住宅地を配置し、都市空間の有効利用を図る一方、職住近接を基本とした良好な住環境の実現を図るとともに、オープンスペースの確保や防災性の向上を促進する。	

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）

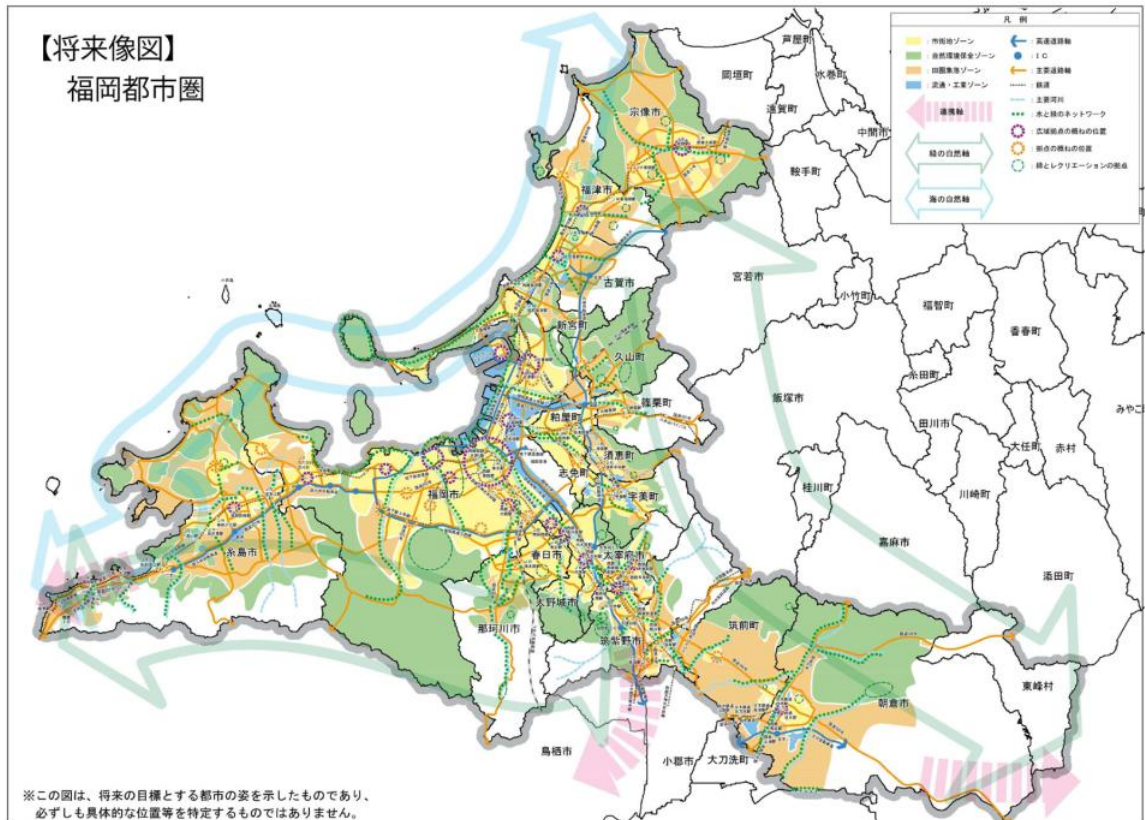
また、周辺市街地では中密度あるいは低密度の住宅地を適切に配置し、計画的な市街地整備や規制・誘導により、住環境の整備・保全を図る。

さらに、郊外の新市街地等においては、土地区画整理事業などの計画的な開発により、緑と適正な空間が確保された住宅地を配置し、良好な住環境の維持・保全を図る。

② 非線引き都市計画区域の用途地域の指定のない区域の土地利用方針

非線引き都市計画区域のうち、計画的な土地利用が必要な地区においては、農林漁業との調整を図りつつ、用途地域の指定等、適正な誘導を図る。また、特定用途制限地域の指定等、既存の都市計画制度の活用や立地適正化計画制度の居住調整区域の指定等による土地利用の適正な誘導についても、併せて検討を図る。

■将来像図



第7次宇美町総合計画 基本構想・前期実践計画	
■計画期間等	・策 定：2023（令和5）年3月 ・計画期間：2023（令和5）年度～2030（令和12）年度の8年間
■基本目標	1. みんなで「子どもの育ち」を応援し生涯にわたって「学び」を楽しむ「笑顔」をうみだすまち 2. 支えあい「いきいき」と暮らし続ける「元気」をうみだすまち 3. 災害に強く誰もが「安全」に暮らせる「安心」をうみだすまち 4. 豊かな自然環境と調和した「心地よい暮らし」をうみだすまち 5. 地域の特性を活かした「活気ある産業と交流」をうみだすまち 6. 町民と行政がパートナーとなり共働で「まちの魅力」をうみだすまち
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
<u>災害に強いまちづくりの推進</u> ● 防災に関連する機器やシステムの整備等により防災体制の確立を進める。 ● 防災ハザードマップの活用や、地域での防災会議、防災訓練等により防災に関する啓発活動を進め、地域での防災力の強化に努める。 <u>安全で快適な道路環境の整備</u> ● 広域幹線道路ネットワークの形成に向け、フル規格のスマートインターチェンジの設置に向けた取組を進めるとともに、県と連携し、主要地方道や都市計画道路等の道路改良事業の早期完成を促進する。 ● 地域からの様々な要望に適切に対応し、生活道路の利用環境の維持・向上に努める。 ● 町道の適切な維持管理に努め、計画的な改良や舗装等の整備を図る。 ● 橋梁長寿命化修繕計画や個別施設計画に基づき、計画的に道路施設の点検・補修を行い、安全で快適な道路環境の維持に努める。 <u>地域公共交通の充実</u> ● 中心市街地の活性化につながる宇美駅を中心とした持続可能な地域交通の仕組みづくりを実現するため、宇美町地域公共交通計画を策定し、計画に沿った取組を実効する。 ● オンデマンドバスの運行形態の最適化を行うとともに、他の交通サービスとの連携を強化する。 <u>土地利用と公園の整備</u> ● 適正な土地利用を推進するため、都市計画マスタープランの見直しや、都市計画区域内の用途地域の見直しを進める。 ● 公園適正化計画等の策定を進めるとともに、年1回の遊具の法定点検及び日常の巡回、宇美町公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の維持管理・更新に努める。 ● ニーズに応じた一本松公園の整備の推進や、公園施設の再配置等に努める。	

第7次宇美町総合計画 基本構想・前期実践計画

上水道の安定供給と下水道の適正管理

- 水道施設の老朽化対策と耐震化を図り、水の安定供給を継続する。
- 生活環境の保全や公衆衛生の向上を要する地区や、下水道の要望等を考慮して、効率的に整備を進める。

第2期 宇美町総合戦略

- | | |
|--------|--|
| ■計画期間等 | ・ 策 定：2020（令和2）年3月
・ 計画期間：2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の5年間 |
|--------|--|

- | | |
|-------|---|
| ■基本目標 | 1. ひとが集まる魅力と活気あふれるまちをつくる
2. 安心して子どもを産み育てることができるまちをつくる
3. 誰もが安心して暮らし、活躍できるまち（地域社会）をつくる |
|-------|---|

■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）

企業誘致の推進

- 本町の特性や強みを活かした企業誘致活動の展開を図るため、積極的に情報を発信するとともに、「宇美町企業立地及び住宅団地の開発促進条例」に基づく企業誘致を推進する。

公共交通機関の維持、利便性の向上

- JRや西鉄バスなどの公共交通機関を維持するとともに、福祉巡回バス（ハピネス号）の運行による利便性の向上に努める。

計画的な都市整備の推進

- 都市計画マスタープランに基づいた都市整備を計画的に実施する。特に道路については県や関係機関との協議を行い、道路整備を確実に進める。

第3期 宇美町総合戦略	
■計画期間等	- 策定：2025（令和7）年3月 - 計画期間：2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の5年間
■戦略ビジョン	- 子どもを産み育てたいと思えるまちづくり - 住み続けたいと思える魅力あるまちづくり - すべての世代が活躍できる持続可能なまちづくり
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
<u>広域幹線道路ネットワークの形成</u> ● フル規格のスマートインターチェンジの設置や都市計画道路志免宇美線の早期完成などの幹線道路の整備を促進し、町民の利便性や企業の物流効率の向上を図ることで人口増加に繋げる。	
<u>地域公共交通の充実</u> ● 宇美町地域公共交通計画に基づき、鉄道、バス、タクシー、AI オンデマンドバス「のるーと宇美」などの地域輸送資源による持続的な公共交通ネットワークの構築に取り組む。	
<u>計画的な都市整備の推進</u> ● 都市計画マスタープランに基づいた都市整備を計画的に実施し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり、賑わいのあるまちづくりをより一層推進する。	
<u>企業誘致の推進</u> ● スマートインターチェンジの設置に向けた取組みと並行して、周辺地域への企業誘致について研究を進め、必要な環境整備を行う。	

宇美町地域強靱化計画	
■計画期間等	・策 定：2024（令和 6）年 3 月 ・計画期間：2024（令和 6）年度～令和 17（2035）年度の 10 年間 （重点事業は 2024（令和 6）年度～2029（令和 11）年度の 5 年間）
■基本目標	1. 人命の保護が最大限図られること 2. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4. 迅速な復旧復興
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
<u>代替性・冗長性の確保</u> ● 防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。	
<u>各主体との連携の強化</u> ● 福岡県をはじめ他市町との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。	
<u>「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携</u> ● 地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。	
<u>施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）</u> ● 公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。	

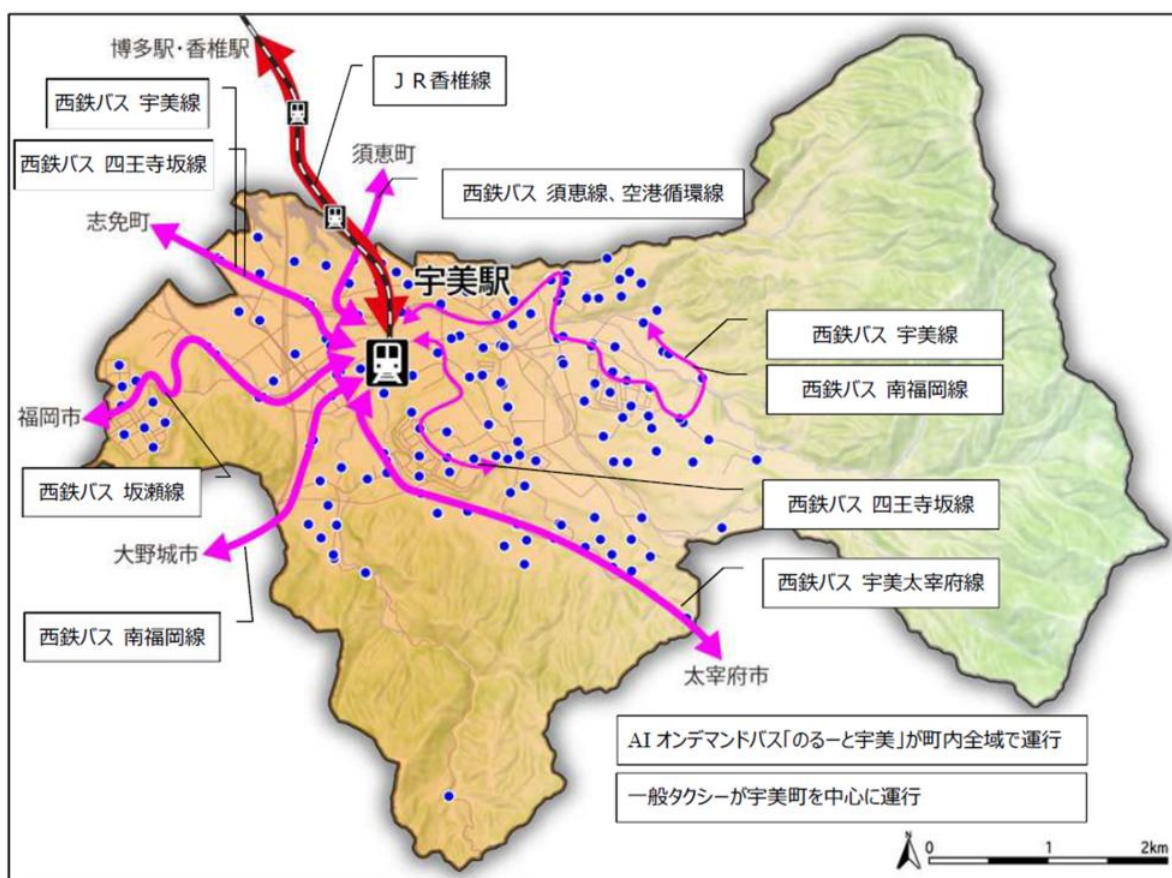
宇美町 地域公共交通計画	
■計画期間等	・策 定：2024（令和 6）年 3 月 ・計画期間：2024（令和 6）年度～2028（令和 10）年度の 5 年間
■基本方針	宇美町の地域公共交通の将来像 「誰もが安心して、心地よく暮らせる、地域公共交通」 基本方針 1：公共交通体系の利便性を高める 基本方針 2：公共交通の利用環境を高める 基本方針 3：公共交通の積極的な利用の機運を醸成する
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
<u>持続的な公共交通体系を確立させる</u> ● JR+西鉄幹線系統+のるーと+タクシー+地域輸送資源による公共交通体系の構築 ➢ 西鉄バスの宇美駅への乗り入れ ➢ 西鉄バス支線系統の運行形態の見直し ➢ 「のるーと宇美」の継続的なサービス改善 ➢ 宇美駅の駅前広場の機能拡張 ● 運転手の確保 ➢ 運転手募集の広報 ➢ セカンドキャリア希望者の公共交通分野への就業促進 ➢ JR 香椎線の自動運転化の推進 <u>もっと公共交通を使いやすくする</u> ● 交通結節点の待合環境の改善 ➢ JR 宇美駅の待合環境の向上 ➢ 上宇美バス停の環境改善 ● JR のサービス改善 ➢ 駅の窓口対応の代替サービスの検討 ● 交通サービスの一元化 ➢ MaaS の周知 <u>人と環境にやさしい交通体系を構築する</u> ● 環境不可の軽減 ➢ 環境配慮型車両への更新	

宇美町 地域公共交通計画

公共交通を積極的に利用する

- 利用啓発
 - モビリティマネジメントの推進
 - 乗り方教室・アプリ教室の開催
- 他分野との連携推進
 - 高齢者の免許返納の推進
 - 福祉、観光、地域と連携した移動重要の創出

■将来公共交通ネットワーク



宇美町公共施設等総合管理計画	
■計画期間等	・ 策 定：2022（令和 4）年 12 月改訂 ・ 計画期間：2017（平成 29）年度～2056（令和 38）年度までの 40 年間
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
<u>全体方針</u> ● 公共サービスについて、近隣市町との広域連携の可能性や、統合・複合化などの余地の検討を行い、施設の廃止を含めて、建築系施設の総量を 40 年間で 24%の削減を進める。 ● 建物の状態が良好な施設については、予防保全を実施して、老朽化の進行を遅らせるとともに、用途の変更にも配慮しながら、80 年程度の使用を目標に、適切な長寿命化対策を進める。 ● 原則として、新規整備は行わないこととし、新たなニーズに対応する必要がある場合には、中長期的な総量圧縮の中で取り組む。 ● 再配置の方向（廃止・統廃合・複合化など）を明確にし、拠点性や新たな価値を生み出す。 <u>インフラ施設の基本方針</u> <道路> ● 道路の通学路における定期的な合同点検を実施し、関係機関と危険箇所の対策および検討、改善を行う。 ● 橋りょうは、5 年に 1 回の頻度で定期点検を行い、健全性診断によって補修計画を行う。 ● JR 跨線橋や高速道路を跨ぐ跨道橋の点検および近接目視による橋りょう点検結果に基づき、計画的な補修を行う。 <公園> ● 都市公園 52 カ所、広場等 42 カ所を維持する。 ● 適切な管理を行い施設に掛かるトータルコストの低減を図り、公園などの有効活用を推進する。 ● 通常の維持管理（草刈りなど）について、今後は事業内容などの調整を図り、民間活力の導入や地域住民との協力も視野に入れた管理運営方策も検討し、地域コミュニティ活動の一環として地元自治会との共働の取組を進める。 ● 平成 29 年度に策定した長寿命化計画に基づき、国からの交付金を活用しながら、公園施設などの整備を実施していく。 <上水道> ● 浄水施設の更新計画や、管路更新計画を策定する。 ● すべての施設においてアセットマネジメントを策定し、計画的な更新、適正な対応年数を設定し、資金調達を行う。 <下水道> ● 管路施設においては耐震化を図る。 ● スtockマネジメント計画に基づき、予防保全型の維持管理を進める。	

宇美町公共施設再配置計画	
■計画期間等	・策 定：2024（令和 6）年 3 月改定 ・計画期間：策定から約 40 年間
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
<u>再配置の基本方向</u> ● 早期に貸館機能、行政機能を集約・複合化し、廃止とする施設を明確化する。 ● 施設機能を維持または複合化する施設は必要に応じた改修を行い、延命化を図る。 ● 学校の空き教室は、原則、建替え更新時まで他機能の複合化は行わない。 ● 小中学校は、建替え更新時の児童生徒数をもとに適正規模へ更新を図る。 ● 機能毎に推進行程（ロードマップ）を明確化する。	

宇美町空家等対策計画（所有者不明土地等対策計画）	
■計画期間等	・策 定：2024（令和 6）年 10 月 ・計画期間：2024（令和 6）年度～2028（令和 10）年度までの 5 年間
■基本的な方針	1. 空家等の適切な管理の促進 2. 空家等及び跡地の活用促進 3. 問題のある空家等に対する措置及びその他の対処 4. 所有者不明土地等への措置
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
<u>空家等の適切な管理の促進</u> ● 空家等に関する情報提供等により空家等の適正な管理について所有者等への啓発に努める。 ● 所有者等による適切な管理が行えるよう、空家等の適切な管理に関する助言や指導等を行う。 ● 地域と連携した空家等の管理の促進を行う。	
<u>空家等及び跡地の活用促進</u> ● 空家バンク登録者への情報提供や、空家バンクに協力している関係事業者団体と協定を締結し、所有者に対して利活用の企画・提案等を実施するなど、空家バンク事業の活用を行う。 ● 利活用可能な空家等について、地域住民と協同した活用について検討する。 ● 空家等対策を行うにあたり、国等の補助金を積極的に活用し空家等の解消を推進する。	
<u>問題のある空家等に対する措置及びその他の対処</u> ● 老朽化した空家の情報を把握し、所有者への意識啓発を図るとともに、適切な対策の実施を促進する。 ● 特定空家等については、特別措置法や条例に基づく措置を実行する。	

宇美町自転車ネットワーク計画	
■計画期間等	・策 定：2017（平成 29）年 3 月
■計画目標	幹線道路での自転車ネットワークを整備し、歩行者も含め誰もが快適・安全に移動できる道路空間整備を図る。
■都市計画マスタープランに関する方策等	
<u>基本方針</u> <歩行者と自転車の安全性・快適性の確保> ● 誰もが快適に移動できる環境整備を推進 ● 緑道の活用 ● 通学路の安全性向上 <まちの魅力創出> ● にぎわいと活気を生み出す ● 利便性の高い、歩いて生活できる、魅力ある中心地を形成 ● 緑道の活用 <観光振興への寄与> ● イベントの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化 <u>整備方針</u> ● 都市計画道路が計画されている路線以外は現道幅員内での計画立案を行う（都市計画道路との重複路線は都市計画道路を優先する）。 ● 対象道路網は、用途地域内の骨格となる幹線道路（都市計画道路，県道，1 級町道以上）とし、主要施設と幹線道路のネットワークを基本とする。 ● 旧国鉄勝田線跡地の緑道を活用する。	

宇美町地域コミュニティ推進計画	
■計画期間等	・策 定：2015（平成 27）年 10 月 ・計画期間：2015（平成 27）年度～2019（平成 31）年度までの 5 年間
■基本方針	1. 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のバランスの取れた共働によるまちづくり 2. 多様な地域コミュニティのネットワークづくり 3. 地域の実情を尊重した地域コミュニティづくり
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
<u>ネットワークづくり</u> ● 地域内の課題解決や、地域の活性化等に向け、小学校区コミュニティ運営協議会の設立や、行政区やボランティア団体等のコミュニティなどとの連携・協力体制の構築を図る。	
<u>環境づくり</u> ● 小学校区コミュニティ運営協議会への財政、人的支援及び活動拠点の整備を行うとともに、行政区（自治会）への加入促進、組織強化を図る。	
<u>きっかけづくり</u> ● 地域コミュニティの強化を図るため、若年世代からシニア世代まで全ての世代に向けた意識啓発を行う。	
<u>人づくり</u> ● リーダーや、地域づくりコーディネーターの発掘・育成を図るとともに、多様な人材が活躍できる場の提供を図る。	

4. 社会動向

社会・経済情勢等、近年における都市計画に関わる社会動向の整理を行います。

4.1 人口減少、少子高齢化の進展

人口減少、少子高齢化の進行に加え、担い手不足が深刻化

将来的に生活サービス機能の低下や喪失のおそれ

全国的に人口減少・少子高齢化が進行しており、今後、地方都市の人口減少の加速化が見込まれます。将来的に人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなると推計されています。また、就業者も高齢化が進行しており、今後、高齢就業者の大量退職が見込まれることから、将来の担い手不足が懸念されます。

今後、人口減少の大波は、これまでの小規模のみならず、地方において日常生活の中心的な役割を担う中規模都市へも拡大することが見込まれ、暮らしを支える中心的生活サービス提供機能の低下や喪失が懸念されます。さらには、労働力の減少等による経済規模の縮小や、空家の増加、地域コミュニティの衰退など地域や人々の生活に様々な悪影響を及ぼすおそれがあります。

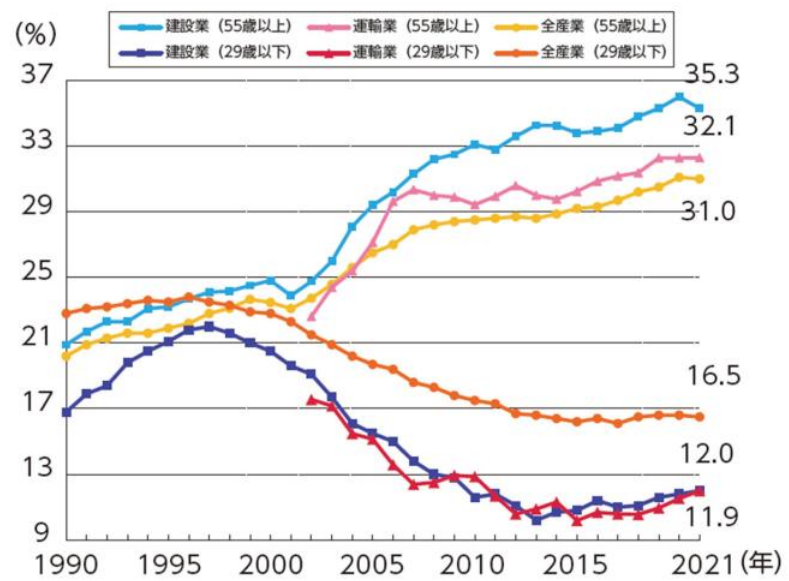


(注) 数値 (%) は 2015 年時点の人口との比較

資料) 国土交通省「メッシュ別将来人口推計 (2018 年推計)」

＜2050 年時点における市区町村の人口規模別人口減少率の推計＞

資料：2023（令和 5）年国土交通白書



資料) 総務省「労働力調査」より国土交通省作成

<産業別就業者の年齢構成の推移>

資料：2023（令和5）年国土交通白書

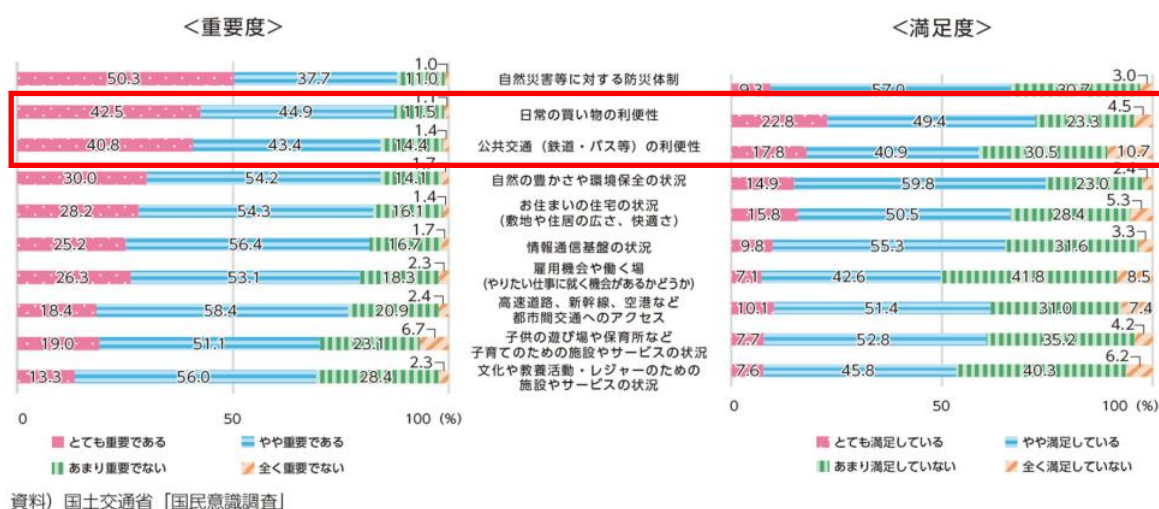
4.2 集約型都市構造における生活利便性の維持・確保への対応

日常生活利便性が重要視されているが、特に公共交通に対する満足度が低い
高齢者をはじめとする買物弱者の増加が懸念され、地域公共交通の確保が課題

人口減少・少子高齢化の進行により、暮らしを支える生活サービス提供機能の維持、確保が課題となる中、国民の意識調査結果をみると、日常の買い物の利便性や公共交通（鉄道・バス等）の利便性を重要視している国民が多いものの、その満足度は高いとは言えません。特に公共交通に関しては、高齢者ほど公共交通の重要度が高いものの、満足度は低い傾向にあります。

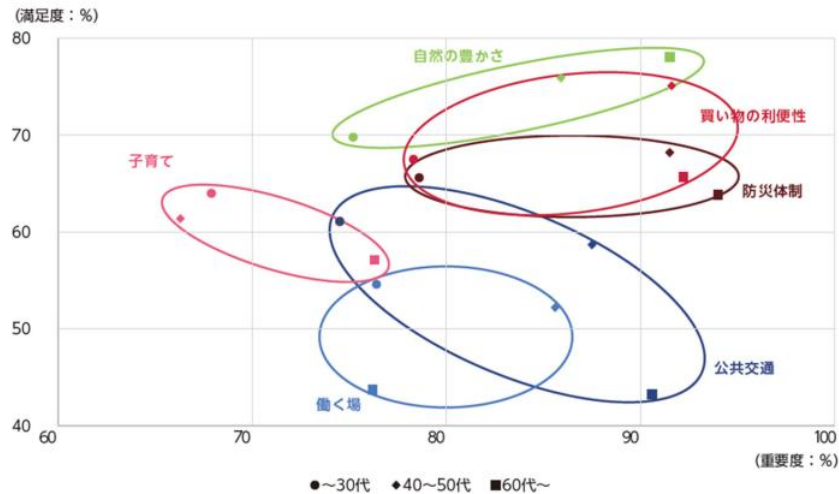
また、65歳以上の4人に1人の割合で食料品アクセス困難者（店舗まで500m以上かる自動車利用困難な65歳以上高齢者）が存在するとの推計もあり、その割合は特に地方圏で高くなっています。一方で、地域公共交通は輸送人員の減少、収支の悪化等により維持が困難な状況にあり、買物弱者の増加が懸念される中、地域の足の確保が課題となっています。

そのような状況下で、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性の向上等による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政サービスの削減等を図るため、居住や都市機能が集約されたコンパクトシティの実現に向けた取り組みを進めています。



<暮らしや生活環境の重要度・満足度>

資料：2023（令和5）年国土交通白書

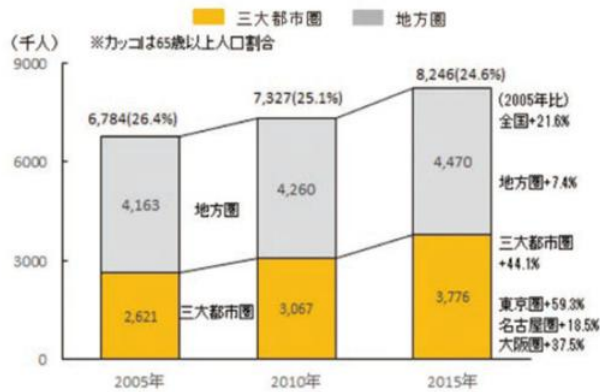


(注) 図表では選択肢を省略して示している。
 自然の豊かさ: 自然の豊かさや環境保全の状況
 防災体制: 自然災害等に対する防災体制
 働く場: 雇用機会や働く場 (やりたい仕事に就く機会があるかどうか)
 買い物の利便性: 日常の買い物の利便性
 公共交通: 公共交通 (鉄道・バス等) の利便性
 子育て: 子供の遊び場や保育所など子育てのための施設やサービスの状況
 資料) 国土交通省「国民意識調査」

<暮らしや生活環境の重要度・満足度 (年代別)>

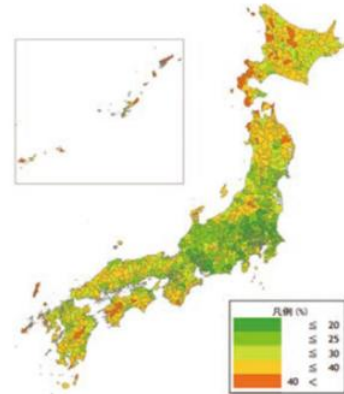
資料: 2023 (令和 5) 年国土交通白書

<食料品アクセス困難人口推計>



資料) 農林水産政策研究所ホームページ
 【関連リンク】食料品アクセス困難人口の推計結果の公表及び推計結果説明会の開催について
 URL: <https://www.maff.go.jp/primaff/koho/hodo/180608.html>

<食料品アクセス困難人口の割合>



<食料品アクセス困難人口の推計・割合 (2015 (平成 27) 年)>

資料: 2023 (令和 5) 年国土交通白書

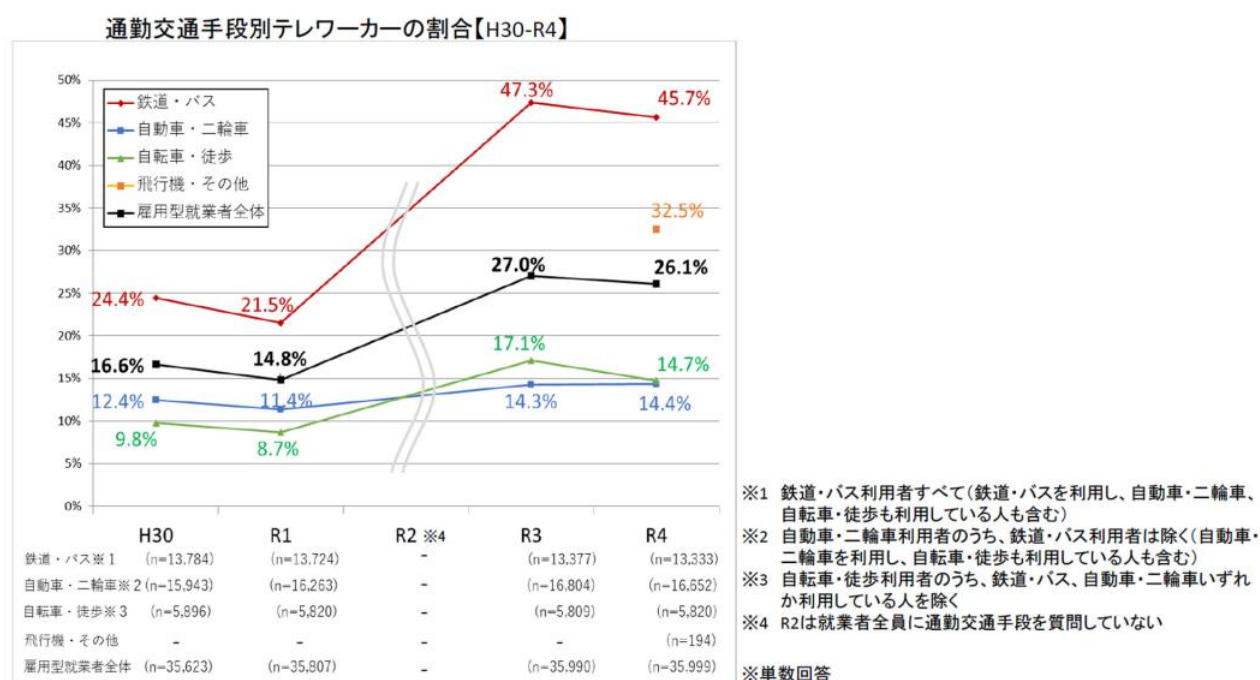
4.3 ワークライフバランスの重要性の高まり

働き方改革や新型コロナウイルス感染症防止対策等の影響により、生活面の価値観に変化
テレワークの拡大やワークライフバランスの推進により、都市空間へのニーズが増加

2019（平成31）年の働き方改革関連法が施行開始され、労働時間法制の見直し等により、多様な働き方やワークライフバランスの実現、仕事の効率化が図られるようになりました。同時にテレワーク導入の推進が始まると、2020（令和2）年以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、さらにテレワークの普及が進んでいる状況です。

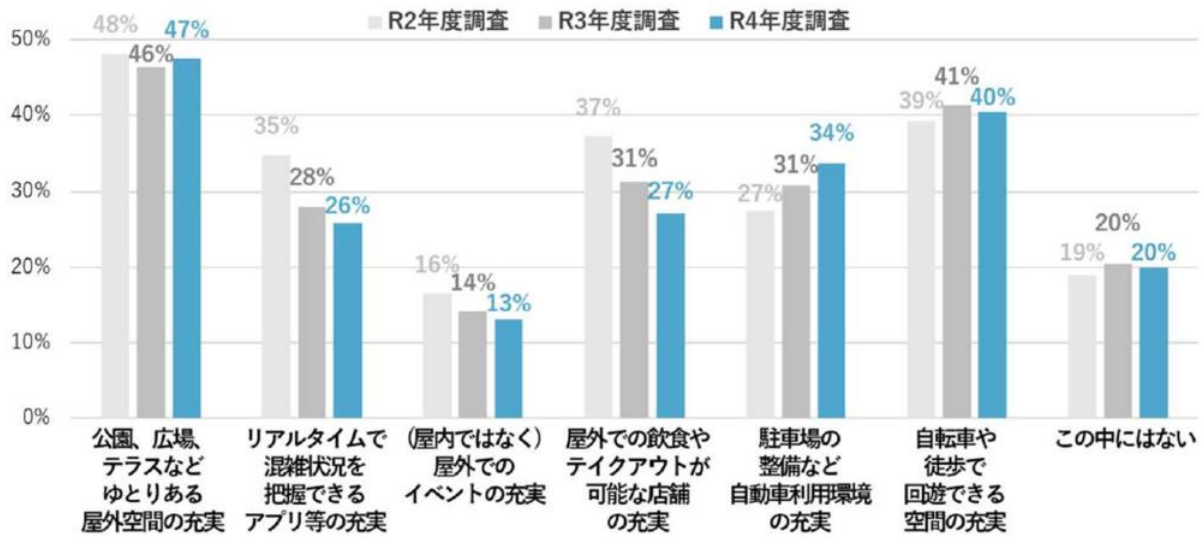
テレワーク人口実態調査によると、テレワーカー人口は増加傾向にあり、特に通勤時間が長くなるほどテレワーカーの割合は高くなっています。通勤交通手段別にみると、鉄道・バス通勤者の割合が最も高く、令和元年までの約2割から、2021（令和3）年以降は半数近くまで増加しています。

また、感染症拡大前と比べて生活面の価値観が重視されるようになり、ワークライフバランス重視の傾向がさらに強まりました。自宅や自宅周辺で過ごす時間の増加に伴い、公園や自転車や徒歩で回遊できる空間へのニーズも高まっています。



＜通勤交通手段別テレワーカーの割合（2018（平成30）年～2022（令和4）年＞

資料：2022（令和4）年度 テレワーク人口実態調査



<都市空間に対する意識>

資料：新型コロナウイルス感染症の影響下における生活行動調査（国土交通省）

4.4 災害の激甚化・頻発化への対応

近年、災害が激甚化・頻発化しており、特に洪水による被害が増加

高齢者等を含む要配慮者に対する避難対策が課題

国民の防災意識への意識は高まっているが、満足度は低い

近年、災害の激甚化・頻発化により、甚大な被害が発生しており、特に洪水による被害が増加しています。今後、気候変動に伴い災害リスクが高まっていくことが懸念されており、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策や、気候変動そのものの緩和策として、脱炭素化に向けた取組が重視されています。

また、全国の人口は約3割が65歳以上の高齢社会であり、要配慮者（障がい者・要介護者・未就学児等）の安全・迅速な避難への対策が課題となっています。

国民の間でも防災意識は高まっており、暮らしや生活環境に関する重要度・満足度の国民意識調査結果では、自然災害等に対する防災体制の重要度が最も高くなっていますが、約3割強が満足していないという結果になっています。



<暮らしや生活環境の重要度・満足度（再掲）>

資料：2023（令和5）年国土交通白書

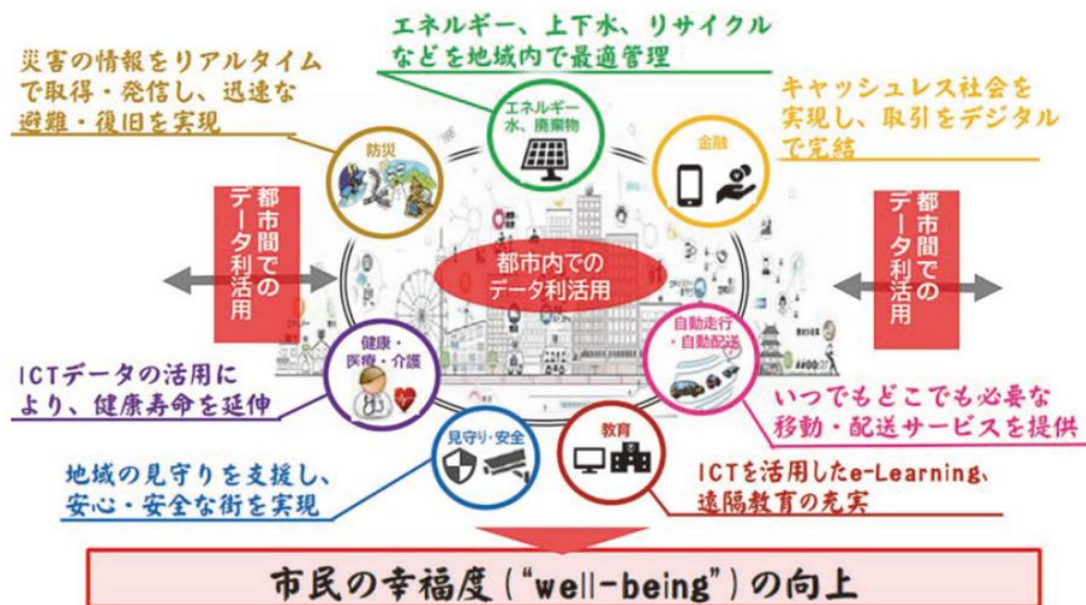
4.5 デジタル化の普及に伴う社会生活等の変化

新技術の進展により、社会生活は大きく変化し多様化が進む

新技術を取り入れたスマートシティの取組の推進により市民生活の向上が期待される

ICT やIoT、ビッグデータ、AI といった新技術の進展により、人とのつながりや、働き方、購買方法などが大きく変化し多様化しています。

また、都市計画においては、市民生活等の向上に向けスマートシティの取組が推進されており、新技術や各種データ活用をまちづくりに取り入れ、サイバー空間と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会問題を解決する「Society5.0」の実現や、持続可能な開発目標である SDGs の達成に貢献することが期待されています。



資料) スマートシティ・ガイドブック

<スマートシティ>

資料：2023（令和5）年国土交通白書

5. 参考資料

○策定スケジュール

開催時期	内容
第 1 回検討会議 2024.09.03 開催 第 1 回策定委員会 2024.09.20 開催	● 都市づくりの基本構想について協議 → 現況や上位関連計画、住民意向などからまちづくりの基本的な課題を明らかにし、まちづくりの理念や将来像、戦略的まちづくり方針を検討
第 2 回検討会議 2024.11.11 開催 第 2 回策定委員会 2024.12.03 開催	● 将来都市構造について協議 → 基本構想（理念や将来像）に基づき将来都市構造を検討 ● 全体構想（分野別方針）の方向性について協議① → 基本構想や R5 庁内ヒア結果を踏まえ、全体構想（分野別方針）について検討
第 3 回検討会議 2025.01.24 開催 第 3 回策定委員会 2025.02.21 開催	● 全体構想（分野別方針）の方向性について協議② → 第 2 回の結果を踏まえ修正した全体構想（分野別方針）の修正案について検討 ● 地域別構想の方向性について協議① → 全体構想（分野別方針）に基づき、地域別の現況特性や課題について共有
第 4 回検討会議 2025.03.24 開催 第 4 回策定委員会 2025. 04.21 開催	● 地域別構想の方向性について協議② → 第 3 回の結果を踏まえ作成する地域別構想について検討 ● 実現化方策 → 新たな都市計画マスタープランを実現化する各施策を整理する実現化方策について検討 ● パブコメの実施案内 → パブコメ用計画素案を提示
第 5 回検討会議 2025.06.26 開催 第 5 回策定委員会 2025.07.03 開催	● パブコメの結果報告 ● パブコメの結果を踏まえた計画案の確認

○宇美町都市計画マスタープラン(令和7年度改定版)策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき本町の都市計画に関する基本的な方針として、宇美町都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)を平成27年3月策定した。に当たり、公正かつ専門的な意見を踏まえ、総合的かつ体系的な計画づくりを行うため、宇美町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、都市計画マスタープランの案を作成し、町長に報告する。

- (1) 全体構想に関すること。
- (2) 地域別構想に関すること。
- (3) 実現化方策に関すること。
- (4) その他都市計画マスタープランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 宇美町都市計画審議会の委員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、都市計画マスタープラン策定のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱を定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(告示の失効)

3 この告示は、都市計画マスタープランを公表した翌日からその効力を失う。

○宇美町都市計画マスタープラン(令和7年度改定版)策定委員会 名簿

役職	所属等	氏名	任期
委員長	佐賀大学芸術地域デザイン学部 教授	有馬 隆文	R06.04.01～ R07.07.31
	福岡県建築都市部副理事 (兼) 都市計画課長	西 亮	R06.04.01～ R07.07.31
	司法書士	尾方 伸一	R06.04.01～ R07.07.31
	宇美町商工会	安河内 武士	R06.04.01～ R07.07.31
	農業委員会	藤木 和則	R06.04.01～ R07.07.31
	民生委員・児童委員協議会	渡邊 幸次	R06.04.01～ R07.07.31
	町議会議員	藤木 泰	R06.04.01～ R07.07.31
	町議会議員	白水 英至	R06.04.01～ R07.07.31
	町議会議員	入江 政行	R06.04.01～ R07.02.13
	町議会議員	黒川 悟	R07.02.19～ R07.07.31
	町議会議員	安川 繁典	R06.04.01～ R07.07.31

(敬称略・順不同)

○宇美町都市計画マスタープラン(令和7年度改定版)検討会議 名簿

課名等	氏名		備考
	R06.04.01～ R07.03.31	R07.04.01～ R07.07.31	
副町長	一木 孝敏	一木 孝敏	座長
総務課長	八島 勝行	八島 勝行	
地域コミュニティ課長	太田 一男	藤木 義和	
シティプロモーション課長	瓦田 浩一	竹下 健一	
企画財政課長	工藤 正人	工藤 正人	
税務課長	田口 嘉輝	田口 嘉輝	
会計課長	大神 隆史	大神 隆史	
住民課長	野田 幸二	野田 幸二	
健康課長	水野 治也	水野 治也	
福祉課長	佐伯 剛美	工藤 寿子	
環境課長	石川 和男	石川 和男	
管財課長	矢野 量久	矢野 量久	
上下水道課長	前田 友博	前田 友博	
学校教育課長	川畑 廣典	川畑 廣典	
社会教育課長	竹下 健一	太田 一男	
こどもみらい課長	入江 和美	入江 和美	
議会事務局長	太田 美和	太田 美和	
都市整備課長	藤木 義和	添田 勝春	庶務担当課長

(敬称略・順不同)

○地域コミュニティヒアリング 結果概要

開催概要

2025（令和7）年5月25日（日） 宇美町役場 2階 大会議室

第1部：宇美地域（12名）、宇美東（7名）、井野地域（6名）

第2部：原田地域（13名）、桜原（10名）

<取りまとめ概要>

地域名	旧目標	分類項目	キーワード
宇美	歴史・文化を感じる 住み良い 賑わいある 宇美地域	スマートIC 交通ルール 公共交通 安心安全 自然環境 子育て 教育 歴史文化 広域連携 施設の充実	安心安全なSIC 教育・子育ての推進 人の交流を大切にする 人と車の安全な流れ イイネ！宇美町 未来に繋ぐまちづくり 自然豊かな生活 高齢者が元気な町 活気あふれる町 学校に行くのが楽しい
宇美東	自然の保全と活用、防災力の向上により、老いも若きも住みやすい・住み続けたい里	道路整備など 公共交通の利便性 生活利便性 自然景観 防災 一本松公園などの整備	道路整備
原田	原田っ子が「誇り」と「愛着」を持てる安全・安心で快適な地区づくり ～豊かな人づくりお隣さんづくり 顔と声を広げる運動の推進～	つながり 防災、安全・安心 子育て 活気・笑顔 自然 交通 健康・快適 個別事業	地域のつながり（つながり、防災、子育て） 「 <u>原田の郷</u> 」の言葉を入れる。
桜原	自然と笑顔がいっぱい 安心安全で元気なまち桜原	公園施設 水と緑 駐車場・防犯 公共交通 道路 空家・空地	「 <u>さくら</u> 」の言葉を入れる 地域おこし 安心・安全 美しい
井野	井野山・井野川の自然と共生し、安全・安心に生活できる街づくり！！ 「スローライフ INO」	道路整備 防災 自然・歴史 公園	利便性 「 <u>スローライフ</u> 」→「 <u>活気あふれる</u> 」に変更 自然あふれる 「 <u>井野山</u> 」の言葉を残す



<当日会場の様子>

○用語集

あ行

アセットマネジメント	学校や公民館などのいわゆるハコモノ施設と、道路や上下水道などのインフラ施設を合わせた「公共施設」を、町民全体の「アセット（資産・財産）」としてとらえ、その「マネジメント（経営・やりくり）」を長期的かつ計画的に行っていく取組
AI オンデマンドバス	従来のバスのように時刻表や決まったルートがなく、AI（人工知能）が予約の状況に応じて運行ルートを考えながら走行する予約制の乗り合いバス
駅まち空間	駅や駅前広場だけでなく、隣接市街地も一体と捉えた空間

か行

街路空間	都市における道路とその沿道を含めた空間全体
グリーンインフラ	自然環境の機能を社会資本整備や土地利用に活用して、持続可能な国土や地域づくりを進める考え方
交通 DX	デジタル技術を駆使して交通システム全体を革新し、移動の利便性、効率性、持続可能性を飛躍的に向上させようとする取組
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること

さ行

住工共生地	住宅や店舗・工場等が混在している区域のこと
住宅市街地総合整備事業	既成市街地や中心市街地において、快適な居住環境の創出や都市機能の更新等を図るための、住宅等の建設や公共施設の整備等に係る総合的な支援制度
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ
生活利便施設	スーパーや病院、銀行などの日常生活を送る上で必要性が高く、日常的に利用する施設のこと

た行

地区計画	特定の地区における良好な市街地環境を創出するために、道路や公園などの施設の配置、建築物の用途や形態に関する制限などを定める都市計画制度
特定用途制限地域	非線引き都市計画区域の用途地域が指定されていない区域において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途を定める地域
都市農地	市街地とその周辺にある農地のこと
都市のスポンジ化	都市の内部において、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生すること及びその状態

は行

復興事前準備	事前復興まちづくり計画（被災後のまちの復興像や、土地利用、都市施設、公共公益施設の整備方針、応急的に必要な用地確保の方針、復興体制などの考え方を整理する計画）を準備するなど、被災後の迅速かつ効果的な復興対策及び当該計画を元にした災害情報の伝達や避難体制の強化などにより、被害の軽減を図ること
防災指針	防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるもの

ま行

まちづくり DX	豊かな生活、多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現のため、基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること
民間空地	民間事業者が容積率ボーナス等の適用を受ける条件として整備する公開空地など

や行

ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること
用途白地地域	都市計画区域内で用途地域の指定がない区域
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居・商業・工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの

ら行

立地適正化計画	市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。都市計画マスタープランの高度化版とみなされる
---------	---

わ行

ワンヘルス	「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方
-------	--